

第 19 回国際熱帯木材機関理事会及び 1994 年の国際熱帯木材協定を巡る状況

井 田 篤 雄

I 第 19 回理事会の概要

国際熱帯木材機関 (ITTO) の理事会が、平成 7 年 11 月 8 日から 16 日まで横浜市で開催され、マレーシア等熱帯木材生産国 20 か国及び我が国を含む消費国 22 か国の政府代表と EU の代表の他、オブザーバーとしてメキシコ（消費国の立場で）、FAO 等の関係国際機関、林産業関係団体、環境保護 NGO 等約 180 名が参加し、6 件の決議を採択し、終了した。

なお、開会式では、マレーシアのリム第一次産業大臣、ガーナのアドゥジェイ土地・林業大臣がスピーチを行い、フィジーのヤロー在日本大使が現行協定加盟のスピーチを行った。さらに、15 日には、ガボンのフィデル水・森林・環境大臣がスピーチを行った。

今回の理事会の主な話題としては、西暦 2000 年目標の中間報告について、CITES(ワシントン条約)の木材の附属書掲載について、熱帯林の山火事防止のためのガイドライン及び持続可能な林産業のガイドラインについて、木材認証制度に関するコンサルタントの報告について、各プロジェクトの検討について等が挙げられており、これらについて検討・議論が進められていったが、かなりのものにコンセンサスが成立せず、次回のフィリピンのマニラでの理事会に先送りをしてひとまず合意をしているものだけを決議として採択し、終了した。

以下に、今回の理事会の主な内容について述べる。

1. 西暦 2000 年目標の中間報告について

西暦 2000 年目標の達成状況の中間報告については、前回の第 18 回理事会の決議で、各国がそれぞれ期限までに報告を行うとともにそれらをまとめたコン

IDA, Atsuo : The 19th International Tropical Timber Council (ITTC) and the Present Situation of International Tropical Timber Agreement (ITTA), 1994
林野庁木材流通課木材貿易対策室

サルタントの報告及び西暦 2000 年目標を達成するために必要な資金等に関する専門家会合の報告が行われ、今後の方策などについて検討が行われることになっていた。

今回の理事会では、消費国（先進国）はコンサルタントの報告等で十分であり、各国別に敢えてプレゼンテーション等をする必要がないと考えていたが、生産国（途上国）側から理事会においてきちんと発表していくことが肝要であるとの強い主張が行われたため、可能な国は積極的に理事会において各の中間報告を発表することになった。生産国 25 か国内、7 か国が森林資源の状況、持続可能な森林経営を実現するための努力等、また、消費国 27 か国（EU を含む）の内、わが国をはじめとする 10 か国が森林・林業分野における国際協力等に関する報告を行った。

なお、各の中間報告をコンサルタントがまとめた報告及び西暦 2000 年目標を達成するために必要な資金等に関する専門家会合の報告により、今後の ITTO 加盟国の取るべき方策等についての論議・検討が精力的に進められたが、最終的には今回の理事会では消費国、生産国双方の合意が得られず、次回のマニラの理事会で再度検討が行われることになった。

2. CITES（ワシントン条約）の木材の附属書掲載について

今回の理事会では、CITES の附属書に木材を掲載するという提案は加盟国から行われなかった。一方、CITES において木材種に関するワーキング・グループ（TWG）における検討が決定されていることから、今後の CITES 事務局と ITTO 事務局の協力を進めていく必要があり、ITTO 事務局は TWG に出席し木材貿易の重要性等を主張するとともに次回の理事会に報告する必要があるという観点で決議が準備されたが、これについてもコンセンサスが得られず、次回のマニラの理事会で再度検討が行われることになった。

このことの背景としては、昨年開催された CITES 締約国会議において、マホガニーをコスタリカが附属書Ⅲ（自国内に分布しているもので、その国から輸出する場合には輸出許可書を必要とし、他の分布国も輸出する場合には原産地証明が必要となる）に掲載することを提案しその効力がまもなく発効することに対して、同じマホガニーを輸出しているホンジュラス、ブラジル等の中南米諸国の危機感の表れと見ることができ、それに対して他の生産国も同じような事態になりかねないと認識が醸成されたためであると考えられる。

また、EU の中でも環境保護について政府が強くコミットせざるを得ない状況にあり、そのように政府として取り組んでいるドイツ、オランダは、今回の

代表団には、ITTO の理事会において、CITES に関することについて何かを決定するという権限を持たないということであったため EU 内の意思統一ができなくなり、消費国と生産国のコンセンサスを得ることができなくなったものである。

3. 今回行われた主な決議について

(1) プロジェクト計画案及び事前プロジェクト計画案の承認について

今回、経済情報・市場情報、造林・森林経営、林産業の各委員会の勧告に基づき、新たに 13 件のプロジェクト、8 件の事前プロジェクトが承認された。また、承認済みのものと合わせて 11 件のプロジェクト、2 件の事前プロジェクトの実施が採択された。

我が国政府提案の「ITTO の統計の機能、ネットワークの強化及び評価」、「マングローブ資源情報システムの既存のデータベースの範囲と内容に関する評価」事業も承認された。

(2) 知的所有権保護についての今後の対応について

ITTO が行ってきた事業等から生み出された成果物（出版物等）について、知的所有権保護等が今まで行われていなかったため、今回の決議になったものである。これは、他の国際機関等が成果物の取扱いをどのように行なっているかや法的位置付け等を調査し、その成果物の販売等による収入の管理に関する検討及び ITTO の知的所有権保護のガイドラインのドラフトを作成し、次回の理事会に提出することを目指している。

(3) 1994 年の国際熱帯木材協定の効力発生に向けての準備について

11 月 8 日現在で、12 か国の生産国と 6 か国の消費国が既に批准を行っている。効力の発生に向けて、協定の内容が 1983 年の協定と一部異なっていることから、事務局、委員会等の業務が変更になるため、協定の発効に伴って必ず明らかにしておく必要があるもの等を事務局内部で準備すべきものについて検討を促し、次回の理事会に提出させるようにするものである。

(4) 1996 年運営予算の承認について

今回の理事会では、アメリカが他の国際機関と同様に ITTO の運営予算についても 5% のカットを実施することを強硬に主張した。このため、本部の決定及び事務局長の選任以外では、初めて投票に持ち込まれることになった。投票の結果は、アメリカ以外の反対はなく、賛成多数で承認された。

なお、運営予算自体は、1 ドル=100 円で、対前年比の伸びを 0 として、積算が行われている。

(5) 事務局長の選任

現在のフリーザイラー事務局長の任期は1996年3月末までとなっていたが、1994年の協定の発効が間近に迫っていることもあり、対抗馬等もなく2年間の任期延長が承認された。

(6) その他

・熱帯林の山火事防止のためのガイドライン及び持続可能な林産業のガイドラインについては、前回の理事会で各国がこれらのガイドラインに対してコメントを提出することになっていたが、コメントがそれぞれ限られた国からしか提出されなかったということで、各国のコメントの提出を促し、検討はマニラの理事会に先送りされた。

・木材認証制度に関するコンサルタントの報告については、「認証された木材・木材製品に関する市場及び市場の区分の調査」の概要が今回の理事会に報告されたが、時間が限定されていることから細部については困難ということで、次回の理事会で検討されることになった。「国際的に取引されている木材・木材製品の認証制度の展開に関する調査」については、できる限り早く報告を求め、各国に配布し、検討できるようにするという要請が事務局に行われた。

・次回以降の理事会の予定は次の通り。

第20回 1996年 5月 15日～23日 フィリピン国マニラ市

第21回 1996年 11月 13日～20日 横浜市

第22回 1997年 5月 18日～31日 ボリビア国サンタクルス

II 1994年のITTAを巡る状況

1. 現在までの経緯

ITAは、国連貿易開発会議(UNCTAD)における「一次産品総合計画」(開発途上国が輸出に関心のある一次産品の貿易の安定を図ることを目的)に基づいて、熱帯木材の生産国と消費国が協力して熱帯林の保全及び持続可能な経営、利用を推進することを目的に1983年に採択され、1985年に発効した国際商品協定である。なお、ITTOは、この協定に定められている事項を実施するための機関である。

1983年の協定は、1994年3月末がその有効期限となっていたため、1993年からその改訂交渉会議が行われてきた。

交渉における主な論点は以下の通り。

・1994年の協定の対象範囲

生産国側は、対象範囲を今の「熱帯木材」から「全ての木材」に拡大するよう主張。

- ・「西暦 2000 年目標」の取扱い

消費国側は、この目標を協定に盛り込むように主張。

- ・新たな基金の創設

生産国側は、生産国の熱帯林の持続可能な経営を達成するために、技術援助等を行うための新たな追加的資金ソースの創設を主張。

- ・協定の有効期間

消費国はできるだけ長く、生産国は 1983 年の協定と同様にすることを主張。

上記の論点を巡って、生産国と消費国が対立し難航していたが、1994 年 1 月の第 4 回改訂交渉会議において、全ての参加国が合意し、1994 年の協定は採択された。

1994 年の協定は、基本的に 1983 年の協定の枠組みを踏襲したものとなっているが、次の点で生産国、消費国の意見を取り入れたものとなっている。

- ・1994 年の協定の対象範囲

対象範囲は「熱帯木材」を維持（一部、市場情報については、温帯林等も対象）。

協定の名称、生産国・消費国の区分等は従来通り

- ・「西暦 2000 年目標」の取扱い

1994 年の協定の中に目的として明記

- ・新たな基金の創設

熱帯林の持続可能な経営を達成するために、技術援助等を行うための新たな追加的資金による基金（パリ・パートナーシップ基金）を創設

- ・協定の有効期間

4 年間（理事会の決定により、3 年ずつ 2 回延長）

- ・貿易差別

貿易差別となる木材貿易の禁止・制限措置を認めない条項を設定

2. 現在の批准状況

我が国は、1994 年の協定について、第 132 国会において、協定の締結について承認（参議院 3 月 29 日、衆議院 4 月 19 日）得たことを受けて、1995 年 5 月 9 日ニューヨークにおいて国連事務総長に受諾書を寄託している。なお、1994 年 12 月 13 日にはこの協定の署名及び暫定的適用の通告を行っている。

各国の11月8日までの1994年の協定の批准状況は、生産国12か国、消費国6か国が既に批准、暫定的適用、又は確定的な署名をしており、その詳細は表1の通りとなっている。さらに、非加盟国のフィジー（第19回理事会で現行協定に正式加盟）、カンボジアが批准を行っている。

1994年の協定の発効のためには、1995年9月1日までは、確定的発効の要件（生産国：総票数の55%以上、12以上の生産国；消費国：総票数の70%以上、16以上の消費国）と暫定的発効の要件（生産国：総票数の50%以上、10以上の生産国；消費国：総票数の65%以上、14以上の消費国）を満たせば、事務局長が理事会を招集し、締約国会議を開催することとなっていた。しかしながら、発効するのが9月1日以降となったことから、上記の要件で発効することはなくなった。

このため今後は、上記の暫定的発効の要件をほぼ満たした頃を勘案し、ITTO事務局長がUNCTAD事務総長と相談の上、締約国会議を開催することになっており、締約国会議に出席した政府の間で暫定的に発効させるか、確定的に発効させるかを決定することになっている。確定的発効の要件については当初の要件と同一であり、要件が満たされれば自動的に1994年の協定は自動的に発効することになる。

なお、1983年の協定は、1994年の協定が効力を発生するまでの間、協定が採択された後の特別理事会の決議によって決定されており、現在でも有効である。

3. 主要国の批准状況等

(1) 米国

米国国内では、林産業界はITTOを支持しており、業界としては早期の加盟を望んでいる。しかしながら、現在の米国の外交の基本的政策として国際機関においては、一律に合理化を図っていくべきであるという主張が強く、予算について議会と政府が鋭く対立していることから、1994年の協定については行政府だけで批准を行うことは可能であるが、議会と政府の対立を考え、批准後直ちに議会に報告する必要があることを考えると現時点では、早期の批准は困難であると見込まれている。

(2) 中国

中国は、語学（中国語の使用）の問題、バリ・パートナーシップ基金が生産国だけを対象にしていることに不満を持っており、協定の採択された際に留保をしている。しかしながら、林業部等はITTOの資金によるプロジェクトの実

施を重視する考え方で、早期の批准を望んでおり、対外経済貿易部も徐々に軟化してきており、あまり遅くない内に批准の手続きをするという情勢になりつつある。

(3) EU

EUとしては、1994年の協定の採択の際には留保していたが、基本的には協定を既に受け入れることは事務レベルでは決定している。しかし、協定についてEUが統一的に手続きを行うことについては、まだ閣僚レベルでの承認が得られていないということで、EU各国が手続きに入れない状況が半年近く続いている。

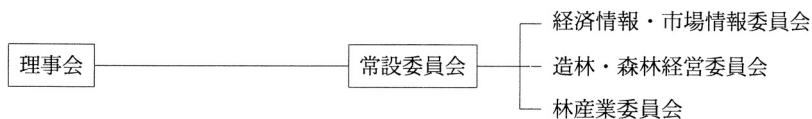
(4) ブラジル

ブラジル国内では、林産業界や産業省は、1994年の協定を批准することを強く支持しているが、外務省は協定がブラジルの熱帯林の保全に対して利益がないということで強く反対しているため、批准に必要な手続きが殆ど進んでいない状況にある。

4. 今後の動向

1994年の協定の批准については、前述の国以外でも様々な問題を抱えているものの、各国とも現在の協定から様々な利益を得ているということをITTA担当者が関係者に説明し、各国とも次第に批准の手続きは進みつつある状況にある。

このことから、1994年の協定の発効は1996年の次回の理事会か夏頃までには行われるものと見込まれているが、EUの批准が必要な国数を左右するということになり、EU次第といえる状況にある。



機関の最高機関、全加盟
国で構成され年 2 回開催

理事会開催時に 3
委員会を同時開催

本部事務局

- ・事務局長 : Dr. B.C.Y. フリーザイラー (元マレイシア森林局次長)
- ・職員 : 平成 7 年 9 月現在、事務局長他 29 名 (うち邦人 14 名)
- ・所在地 : 横浜市西区みなとみらい 21 横浜国際協力センター
- ・本部事務局設置経費は、当省、神奈川県及び横浜市で負担

図 1 ITTO の組織

表1 1994年の国際熱帯木材協定の批准・署名状況

生産国	国名	批准等	署名	票数	消費国	国名	批准等	署名	票数
アフリカ地域					アフガニスタン				10
* カメルーン	95. 8. 31	94. 12. 22	23		アルジェリア				13
* コンゴ		94. 6. 22	23		* オーストラリア				18
* 象牙海岸			23		* オーストリア				11
* ガボン	95. 8. 2	94. 5. 27	23		バーレーン				11
* ガーナ	95. 8. 28	95. 7. 12	23		ブルガリア				10
赤道ギニア			23		* カナダ	95. 5. 3			12
* ザイール			23		チリ				10
タンザニア			23		* 中 国				36
* リベリア	94. 12. 19	94. 12. 19	23		* エジプト	94. 11. 8			14
* トーゴ	95. 10. 4	94. 7. 12	23		EU			(302)	
アジア・大洋州					* ベルギー/ルクセンブルグ				26
* インド			34		* デンマーク				11
* インドネシア	95. 2. 17	94. 4. 21	170		* フランス				44
* ミャンマー		95. 7. 6	33		* ドイツ	95. 8. 30	95. 8. 30		35
* マレーシア	95. 3. 1	95. 2. 14	139		* ギリシア				13
* パプアニューギニア	95. 8. 28	95. 8. 28	28		* アイルランド				13
* フィリピン		95. 9. 29	25		* イタリア				35
* タイ			20		* オランダ	95. 7. 6	95. 7. 6		40
中南米地域					* ポルトガル				18
* ボリビア	95. 8. 17	95. 8. 17	21		* スペイン				25
* ブラジル			133		* 英 国				42
* コロンビア			24		* フィンランド				10
* エクアドル	95. 9. 6	94. 6. 1	14		* 日 本	95. 5. 9	94. 12. 13		320
* ガイアナ			14		* ネパール				10
* ホンジュラス		95. 5. 9	9		* ニュージーランド	95. 6. 6	95. 6. 6		10
* パナマ	95. 5. 4	94. 6. 22	10		* ノルウェー	95. 2. 1	95. 1. 25		10
* ペルー	95. 9. 21	94. 8. 29	25		* 大韓民国	95. 9. 12	95. 9. 12		97
* トリニダードトバゴ			9		* ロシア連邦				13
コスタリカ			9		スロバキア				11
ドミニカ共和国			9		* スウェーデン				10
エルサルバドル			9		* スイス		95. 8. 29		11
メキシコ			14		* 米国		94. 7. 1		51
パラグアイ			11						
* ベネズエラ		95. 10. 4	10						
計			1,000		計			1,000	
11. 8 現在	12 か国 522 票	17 か国 622 票			11. 8 現在	6 か国 512 票	10 か国 600 票		

* 現 ITTO 加盟国；批准等とは批准、確定的署名を行った国

フィジー(第19回理事会で現行協定に正式加盟)、非加盟国カンボジアが批准を行っている。